

# 長野県知事の意見

(松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書)

## [全般]

- 1 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）手続においては、事業計画の詳細を可能な限り具体的なものにするとともに、事業計画を十分に踏まえ、適切な環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定すること。  
また、地域に価値を創出する施設として、いわゆるポジティブアセスの観点から、良好な環境の創出に寄与する環境項目も積極的に選定すること。
- 2 方法書以降の手続においては、本事業が環境に与える影響について、地域住民が現況施設との差を容易に理解できるよう、調査、予測及び評価の結果を丁寧に記載し、分かりやすい図書となるよう努めること。
- 3 事業計画の検討に当たっては、地域住民、関係市町村等から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、検討の経緯及び内容について、地域住民等に対する積極的な公開や丁寧な説明に努めること。

## [事業計画]

- 4 事業計画の策定に当たっては、現況施設の排ガス等の測定値や周辺の現況調査の結果を踏まえ、現況の環境を悪化させることのない施設とするよう努めること。

## [水質、水象]

- 5 地下の掘削を行う場合は、掘削に伴う排水などにより環境への影響が懸念されることから、方法書において地下水等を環境要素として選定し、事業計画を踏まえた適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

## [植物、動物、生態系]

- 6 河川敷におけるアオハダトンボ、カワラバッタ、カワラニガナなど、事業実施想定区域及びその周辺に希少種が生息・生育している可能性があることを踏まえ、「安曇野市版レッドデータブック」など、事業実施想定区域に隣接する安曇野市に関する文献も確認した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。
- 7 事業実施想定区域周辺は、ミヤマシジミ及びクロツバメシジミの生息地となっているため、生息環境の保全に十分配慮すること。  
また、方法書以降の手続においては、専門家等の助言を踏まえ、食草の分布等の必要な調査を行い、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を適切に選定すること。

- 8 事業実施想定区域内の南側に位置する平瀬緑地には、湧水を起源とする水路や池が存在し、在来種や希少種の水草が生育する良好な水辺の環境を形成しているため、環境の保全に十分配慮すること。また、その他の湧水が確認された場合は、希少種等が生息・生育している可能性があるため、調査地点に含めること。

#### [景観]

- 9 環境保全措置として想定している敷地内の緑化については、その内容を踏まえ、方法書以降の手続において適切な調査、予測及び評価の方法を選定すること。